令和４年８月９日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

# 大阪府「若年軽症者オンライン診療スキーム」の運用に関して
# （情報提供）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既に報道等がなされております通り、本年８月３日より大阪府が標記スキームを運用しております（下記サイトに大阪府作成資料掲載）。

本スキームは、自宅での検査実施後、陽性の場合、大阪府が契約する事業者（３社）を通じてオンライン診療等がなされる形式が基本となっています。

当会としましては、日常診療に加え、従前からご協力いただいております、自宅療養者への電話・オンライン対応との峻別が難しく、府民に混乱を与えるものと認識しています。

今般の唐突なスキーム公表に関しては、質問電話の増大など、『診療・検査』『ワクチン接種』『電話・オンライン診療』『日常診療』に当たっている会員医療機関への負担増加に拍車をかけるものとして、大阪府健康医療部理事（感染症対策）に対し、遺憾の意を表明しております。

このような状況下ではありますが、第７波の現状を鑑み、電話・オンライン対応を含め、会員医療機関におかれましては、『かかりつけ医』として、粛々と府民のために従前どおりご対応いただいますようお願い申し上げます。

貴会におかれましては現状をご理解いただくとともに、貴会会員医療機関への周知方ご高配をお願い申し上げます。

＜追記＞本スキームに関しては、事前に当会へ情報提供や調整がなされたものではありません。当会宛に大阪府から通知文が送付される予定はない点、申し添えます。

【参考・大阪府ホームページ】
https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku_ryouyou/index.html

【担当】
大阪府医師会地域医療１課
（06-6763-7012）